

浜松市外国人学校児童生徒教科書購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、外国人学校に通う児童生徒の教育環境の充実を図るため、外国人学校において使用する教科書の購入に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外国人学校 浜松市内に所在し、本国政府から学校としての認可を受け、その認可内容を遵守した教育が実施されている学校をいう。

(2) 外国人児童生徒 前号に規定する外国人学校に在籍し、浜松市内に住所を有する者のうち、学校教育法（昭和23年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒に相当する年齢の者をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 外国人児童生徒の保護者であること。

(2) 市税を完納していること。ただし、当該年度中に納めるべき市税を完納する意思があると市長が認める者はこの限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、外国人児童生徒が外国人学校において使用する教科書の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、外国人児童生徒1人当たり1年度につき補助対象経費の3分の1以内とする。ただし、1人当たりの補助金の額は、1年度につき1万円を上限とする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする外国人児童生徒の保護者は、浜松市外国人学校児童生徒教科書購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 外国人学校の長（以下「学校長」という。）による外国人児童生徒在籍証明書兼教科書購入証明書（第2号様式）

(2) 市税納付確認同意書（第3号様式）

(3) 暴力団排除に関する誓約書（第4号様式）

(4) 前各号に掲げるほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、学校長が当該外国人学校に在籍する外国人児童生徒の保護

者の交付申請を取りまとめて行うことができるものとする。この場合において、当該保護者は、前項第1号の外国人児童生徒在籍証明書兼教科書購入証明書の提出を省略することができる。

- 3 前項に規定する場合においては、学校長は、交付申請を行う外国人児童生徒教科書購入額一覧表（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定による補助金の交付申請期間は、毎年度5月1日から12月28日までの間とする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに交付額を確定し、浜松市外国人学校児童生徒教科書購入費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（第6号様式）を外国人児童生徒の保護者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- （1）浜松市補助金交付規則及び浜松市外国人学校児童生徒教科書購入費補助金交付要綱を遵守し、同規則及び要綱に基づく市長の指示に従うこと。
- （2）補助事業の事業運営・経理状況を調査し、不適正と認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- （3）規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- （4）補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

（補助金の請求）

第8条 前条の補助金交付決定兼交付確定通知書を受領した外国人児童生徒の保護者は、当該通知書を受領後速やかに、請求書（第7号様式）により市長に補助金の請求を行うものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

第1号様式（第6条関係）

浜松市外国人学校児童生徒教科書購入費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（あて先）

浜松市長

住 所

氏 名

（自署しない場合は、押印してください。）

浜松市外国人学校児童生徒教科書購入費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

また、浜松市補助金交付規則第13条の規定により実績を報告します。

記

1 外国人児童生徒 住所
氏名

2 補助金交付申請額及び実績額

金 円

教科書購入金額の3分の1以内の金額（上限は1万円）

添付書類

外国人児童生徒在籍証明書及び教科書購入証明書（第2号様式）

外国人学校が取りまとめる場合は省略できる

市税納付確認同意書（第3号様式）

暴力団排除に関する誓約書（第4号様式）

第2号様式（第6条関係）

外国人児童生徒在籍証明書兼教科書購入証明書

年 月 日

（あて先）

浜松市長

外国人学校所在地

外国人学校名

学校長氏名

（自署しない場合は、押印してください。）

下記の児童生徒が本校に在籍していること及び児童生徒の保護者が本校において教科書を購入したことを証明します。

記

1 外国人児童生徒の保護者 氏名

2 外国人児童生徒 住所

氏名

生年月日 年 月 日

3 教科書購入金額 金 円

第3号様式（第6条関係）

市税納付確認同意書

年 月 日

（あて先）浜松市長
（取扱い 国際課）

補助金交付申請者

住 所

氏 名

（自署しない場合は、押印してください。）

明・大・昭・平 年 月 日生

下記の補助金交付申請に伴い、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。確認の結果、市税の納付状況に遅滞があると認められる場合は、補助金が不交付となる場合があることを了承します。

記

申請補助金 浜松市外国人学校児童生徒教科書購入費補助金

第4号様式（第6条関係）

暴力団排除に関する誓約書

浜松市外国人学校児童生徒教科書購入費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

（自署しない場合は、押印してください。）

第 6 号様式 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市外国人学校児童生徒教科書購入費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました浜松市外国人学校児童生徒教科書購入費補助金について、浜松市補助金交付規則第 5 条及び第 1 4 条の規定により、次のとおり条件を付して交付を決定するとともに交付額を確定いたします。

記

金 円

- 条件
- 1 浜松市補助金交付規則及び浜松市外国人学校児童生徒教科書購入費補助金交付要綱を遵守し、同規則及び要綱に基づく市長の指示に従うこと。
 - 2 補助事業の事業運営・経理状況を調査し、不適正と認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 規則第 1 7 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 1 8 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 4 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 1 8 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

